

## 自治基本条例検討資料（試案）

### 1．全般的事項

- （１）団体自治と住民自治の調和の取れた制度設計
- （２）基本条例として永続性・普遍性を重視する
  - ・20～30年後でも通用する制度を考える。条例改正は充実・発展を基本。
- （３）まちづくりの理念、方向には踏み込まない
  - ・総合計画に委ねる（マニフェスト、施政方針等）

### 2．前文の記述事項

- （１）市民の信託に基づく、市民起点の市政（自治の原則）
- （２）市民参画を基本とした、市民と行政のパートナーシップの市政  
（市民自治・参画・協働）
- （３）市民の負託に応え続ける、自立し持続可能な市政（団体自治・都市経営）
- （４）名張の地域資源と特性を生かした、個性あるまちづくり（団体自治・地域経営）
- （５）市内各地域の個性を生かした、住民主体のまちづくり（住民自治・都市内分権）

### 3．条例の目的

- （１）自治の理念と基本原則を明らかにする。（前文で示す）
- （２）自治体運営の基本構造を明らかにする。
  - ・憲法、地方自治法に規定があっても、市民にわかりやすく体系化して示す
- （３）市民と行政の協働によるまちづくりを推進する。
  - ・協働のまちづくりの指針を示し、その手引書となる
- （４）市民福祉の増進と個性豊かな地域社会を実現する。

#### 4. 市民と市民自治

##### (1) 市民の定義

市内に住み、又は市内で働き、学び、活動する人、及び団体  
人…自然人と法人

##### (2) 市民の権利

< 権利保障等のための主な制度 >

市政に参画する権利

重要な計画・条例等策定過程への参画  
審議会…市民公募  
パブリックコメント…意見提出  
市民投票  
市長選挙(マニフェスト)

市政に関する情報を知る権利

審議会…会議、議事録等の公開  
パブリックコメント…計画素案等の公表  
財政状況・行政評価等の公表  
情報公開制度と個人情報保護

納税に見合うサービスを受ける権利

行政評価制度  
外部監査制度

まちづくりを行う権利

まちづくり活動の尊重  
市民公益活動の支援  
地域づくり活動の支援

市政やまちづくりに参加しないことにより不利益を受けない

### ( 3 ) 市民の責務

納税の義務（負担を分任する義務）

市政やまちづくりへの参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つ

諸活動を行うにあたっては、公共の福祉と地域の発展に配慮する